

長崎労働基準監督署発表  
令和6年1月10日(水)

【照会先】

長崎労働基準監督署

副 署 長 森藤 卓朗

第二方面主任監督官 永田 利一

電話 095-846-6391 (17:15 まで)

095-846-6354 (17:15 ~ 19:00)

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～内容虚偽の労働者死傷病報告を提出した疑い～

長崎労働基準監督署(署長 なかざと すずむ 中里 晋)は、本日、塚元海事有限会社ほか3名を、労働安全衛生法違反の疑いで、長崎区検察庁に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和5年1月20日に発生した休業4日以上労働災害に関して、虚偽の内容の労働者死傷病報告を長崎労働基準監督署長に提出した疑い。

#### 1 被疑者

(1) 塚元海事有限会社

所在地: 長崎県長崎市牧島町

事業内容: 潜水工事業

(2) 同社取締役 A (男、50代)

(3) 株式会社田浦組 取締役 B (男、60代)

(4) 株式会社田浦組 前代表取締役 C (男、60代)

#### 2 違反条文

被疑者塚元海事有限会社ほか3名ともに、労働安全衛生法違反

同法第100条第1項(報告等)

労働安全衛生規則第97条第1項(労働者死傷病報告)

同法第120条第5号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

また、被疑者B、被疑者Cに対しては、

刑法第60条(共同正犯)

同法第65条第1項(身分犯の共犯)

### 3 被疑内容

被疑者Aは、長崎市内の工事現場で発生した被疑会社が雇用する労働者Dの休業4日以上の労働災害について、被疑者B及び被疑者Cが、別の工事現場で発生した労働災害として報告するとした計画に賛同し、虚偽の内容の労働者死傷病報告を長崎労働基準監督署長に提出したものです。

### 4 その他

労働安全衛生法が事業者に対し所轄労働基準監督署長へ労働災害の報告を義務付けているのは、労働基準行政として災害発生原因等を把握し当該事業場に同種災害の防止を確立させることはもとより、以後における的確な行政推進を資するためです。

そのため、当署では、労働災害があったことを遅滞なく報告しない労災隠しや本件のように虚偽の報告をした事業者に対しては、司法処分を含め、厳正に対処していく方針です。

## 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（報告等）

### 第百条

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認められるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命じることができる。

（第二項及び第三項省略）

（罰則）

### 第百二十条

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

（第一号から第四号省略）

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかった者。

（第六号省略）

（両罰規定）

### 第百二十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（労働者死傷病報告）

### 第九十七条

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同行の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで、十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

## 刑法（明治四十年法律第四十五号）

（共同正犯）

第六十条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

（身分犯の共犯）

第六十五条 犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。

（第二項省略）